

議員提出第1号

ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議する決議について

天草市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年3月11日提出

議会運営委員長 勝木 幸生

ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議する決議(案)

ロシアは、本年2月24日、国際社会の懸命な外交努力にも関わらず、ウクライナへの軍事侵攻を開始した。

ロシア軍によるウクライナ全土への軍事攻撃により、子どもたちを含む多くの尊い命が失われるとともに、社会インフラは壊滅的な被害を受けている。

このことは、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を著しく脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容認できるものではない。

また、ロシアは、ウクライナの原子力発電所一帯を攻撃するという暴挙に出るとともに、プーチン大統領が核兵器の使用を示唆する発言をするなど、「非核平和都市宣言」を行い、世界の恒久平和を願う天草市民の思いを踏みにじるものである。

よって、本市議会は、ロシアに対し、軍事侵攻やウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア軍の即時撤退と国際法順守を強く求める。

政府においては、現地在留邦人の確実な保護や、我が国に生じる影響への対策を講じるとともに、ウクライナ国民への迅速な支援と国際社会と連携し、ロシアに対しての制裁措置を含む迅速かつ厳格な対応を行うよう強く訴えるものである。

以上、決議する。

令和4年3月11日

天草市議会